

日本の保険市場における商品の変遷

--シリーズ2： 再建・復興期間--

第二次世界大戦開戦以前、生命保険会社は商品設計に関する裁量権を比較的広く有していた。ところが戦争が進むにつれ資産運用や商品開発など、保険事業に対する規制が次第に強化されていった。例えば、戦争による死亡や傷害は一般的に保険契約の免責事項に含まれているという事実があるにもかかわらず、規制当局は1943年4月以降、保険料率を引き上げさせることなく完全に無条件で支払うことを保険会社に要求した。

同時に保険会社は、1943年6月に規制当局によって設計された、いわば報国的な生命保険商品である「興亜保険」の販売も開始するように強く要請されていた。第一生命などごく一部を除くほとんどの保険会社は1943年9月までにこの保険の販売を開始した¹。興亜保険の販売に関して注目すべき点は、民間の保険会社が初めて無診査の保険商品を販売することを認可された、という事であるが、無診査とした設計理由は、事務手続きの簡素化や労働力不足、中でも査定医不足の対策にあると言われていた。

このような商品の規格化など戦時中に確立された保険事業に対する規制の枠組みは、基本的には1990年代半ばまで存在し続けた。第二次世界大戦の余波で発生したインフレと日用品の急騰は深刻な不況の原因となり、生命保険の解約や失効が著しく増加することになった。一方、戦後に発生した膨大な額の保険金の支払い並びに海外資産の喪失が、多くの生命保険会社を財政難に追い込んだ。このような状況下、規制当局は保険業界を再構築するためにいくつかの政策を打ち出した。

第一に、生命保険会社の経費や支出の急増に対処するために、当局主導の保険料引き上げが1946年4月と11月に行われた。これらはそれぞれ標準保険料、暫定保険料と呼ばれた。1947年1月に全ての保険会社が後者の公定保険料率を採用するに至ったことは、統一的な保険料体系が確立したことを意味する。

第二に、当局は定期保険の販売を開始するよう保険会社に求めた。この種の保険については、前回のレポートの中でも述べたように、戦前では販売実績が芳しくなかった。



昭和14年に生命保険会社協会が作製した国民貯蓄運動の最初のリーフレット

(出典: 『目でみる明治生命の110年』, p.112.)

¹ 第一生命が興亜保険の販売を拒んだ背景には保険引き受けリスクに対する懸念だった。



月掛保険のパンフレット (大同生命)
出典:『大同生命:100年の挑戦と創造』, p.45

しかし、戦後、多くの生命保険会社にとっていまだに主力商品であった養老保険の高い料率が、日本経済が深刻な不況の最中、消費者の購入意欲を妨げていたことがこの動きの背景にあった。その結果 1946 年から多くの生命保険会社が定期保険の販売に乗り出した。

第三に、無診査の月払保険並びに無診査の団体定期保険の規制緩和が、それぞれ 1946 年と 1947 年に実施された。前者のタイプの商品は 1946 年 10 月に行われた簡易生命保険法の一部改正まで政府所有の簡易保険によって独占されていた。一方、後者のような保険

商品は 1947 年 4 月の独占禁止法の施行まで日本団体生命保険²による合法的な独占事業とされていた。規制緩和された上記の市場に明治生命が 1948 年に進出したことを皮切りに、その後ほとんどの保険会社が 1951 年の終わりまでに参入した³。

他方、貯蓄型保険商品の一部は、1946 年から 1949 年にかけての高インフレ期に多くの注目を集めた。このようなタイプを主力商品の一つとする会社も 5 社ほどあった⁴。しかしそれも、インフレが終息し「特需」ブームが日本を席卷した後の 1950 年代なかば、経済が回復し始めるとともに徐々に人気を失った⁵。そのような中、厚生省は 1954 年 11 月に、死亡率の改善が認められる新しい生命表を発表した。これを受けて保険会社は 1956 年 4 月に保険料の値下げを実施し、多くの新商品を次々とリリースした。

しかしながら、ひとつの会社が他社との差別化を図るという、本来の商品戦略を追求することは不可能であった。何故なら、当時の保険会社は自社の主力商品や商品のポートフォリオ構成に関する決定権を有していたものの、保険料率設定や商品設計は規制当局によって厳しく標準化されていたからである。言うまでも



生命保険を宣伝するポスター (生命保険協会制作)
(出典:『ニッセイ 100 年史』, p.171)

² 日本団体生命は 1934 年 9 月設立の国内の生命保険会社であった。1947 年 4 月まで団体保険に特化していた。

³ 第一生命は同社初の無審査の保険商品を 1947 年 9 月に売り出した。

⁴ 全て中小の保険会社であった。

⁵ このブームは朝鮮戦争 (1950 年 6 月 - 1953 年 7 月) によりもたらされた。

なく、そのような規制制度は規模の経済(原理)により大手の保険会社に有利に働いた。大手と中小会社の間に広がる格差は徐々に各方面、特に規制当局の懸念事項となった。

続く...

*このレポートは参考のための仮翻訳で、正文は姜英英さん（一橋大学博士）の英文（http://olis.or.jp/e/report_asia.html）です。